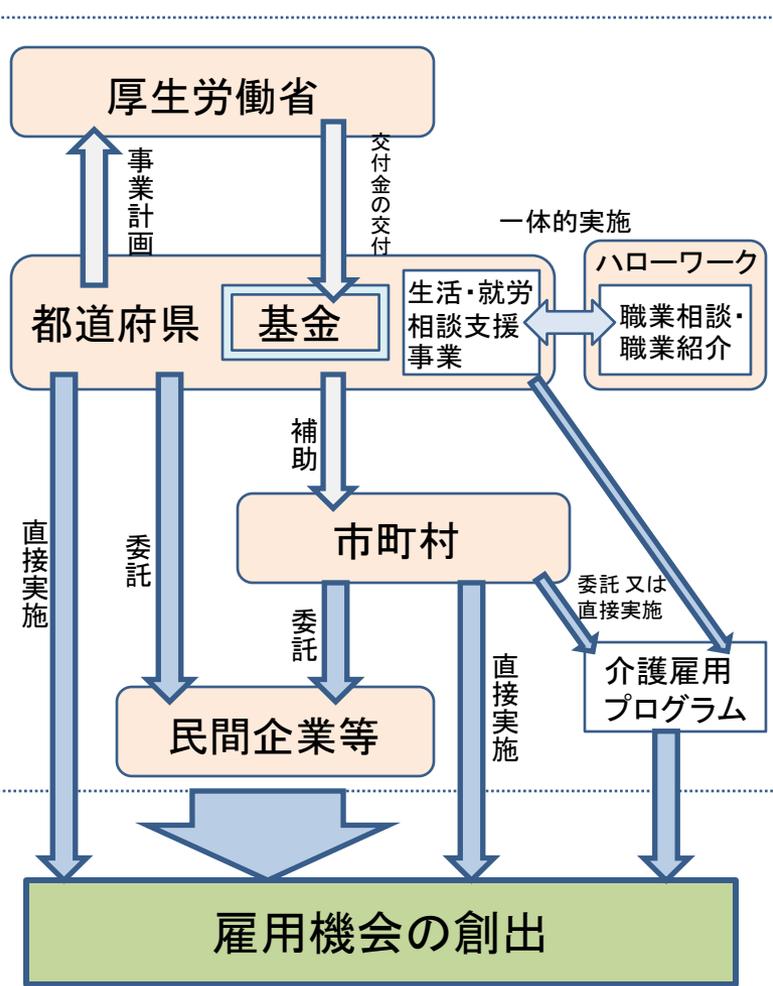


緊急雇用創出事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施も可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

事業の規模

4,500億円(一般会計)
 ※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置
 3,000億円は21年度補正予算により拡充

事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上

雇用・就業期間

- ・介護分野以外: 原則6ヶ月以内。更新1回可。
- ・介護分野: 原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可。

積極的な活用が求められる分野

介護、農林水産業、環境、観光分野

その他

- ・都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施。
- ・『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』の実施。